

# 令和8年度沖縄県税納税通知書等作成業務委託に係る入札説明書

令和8年12月26日

令和8年度沖縄県税納税通知書等作成業務委託に係る入札告示に基づく一般競争入札について  
は、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとします。

(内訳)

## 入札説明書

別添1 入札公告

別添2 業務委託仕様書

別添3 契約書(案)

別添4 入札参加資格登録申請書等

別添5 入札保証金説明書

別添6 入札書及び委任状

別添7 質問票

## 留意事項

- ① 質問事項については、別添7に記入の上、令和8年1月20日(火)午後4時までに税務課企画徵収班あてに提出してください(FAX、メールも可)。質問事項がなければ、提出は不要です。
- ② 質問事項への回答については、令和8年1月21日(水)午後4時までに、沖縄県ホームページへ掲載します。

### <質問票提出先・問い合わせ先>

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県総務部税務課企画徵収班

担当者 池間

TEL:098(866)2101 FAX:098(866)2709

メール [aa007005@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa007005@pref.okinawa.lg.jp)

## 1 競争入札に付する事項

令和8年度沖縄県税納税通知書等作成業務

(1) 契約方法

一般競争入札とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

別添2「業務委託仕様書」のとおり。

(4) 納入場所

別添2「業務委託仕様書」のとおり。

(5) 入札金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。

(6) 落札金額

入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とします。

(7) 入札・開札期限及び場所

令和8年1月30日(金) 午後2時 沖縄県庁13階第5会議室

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

別添1「令和8年度沖縄県税納税通知書等作成業務委託」に係る一般競争入札の公告による入札参加資格を有すると認められた者。

## 3 入札保証金に関する事項

別添5「入札保証金説明書」による。

## 4 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものをおこなう落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせることとします。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行います。  
なお、入札回数は3回(1回目の入札を含む)までとします。

- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとします。
- (5) 最低制限価格は設定しません。

## 5 入札執行人及び立会人

沖縄県総務部税務課職員

## 6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名 称 沖縄県総務部税務課企画収支班

所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

## 7 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 8 その他

### (1) 入札の無効

次の入札は、無効とします。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができません。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

ウ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 入札書の表記金額を訂正した入札

カ 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

キ 入札条件に違反した入札

ク 連合その他不正の行為があった入札

ケ 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付してください。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出したとき。

イ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、過去2箇年の間にこれらをすべて誠実に履行したことを証することを国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体が証した書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。